

令和3年9月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和3年9月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 81 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 82 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 83 号	湖西市道路法等施行条例の一部を改正する条例制定について
議案第 84 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第6号)
議案第 85 号	令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 86 号	令和3年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 87 号	令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 88 号	令和3年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 89 号	令和2年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 90 号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 91 号	令和2年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 92 号	令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 93 号	令和2年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について
議案第 94 号	令和2年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案番号

件

名

議案第 95 号 令和 2 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 柴 田 一 雄

2 番 加 藤 治 司

令和 3 年 8 月 31 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 31 日間とする。

令和 3 年 8 月 31 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 81 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を
求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 西 川 倫 予

議案第 82 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池田 定子

議案第 83 号

湖西市道路法等施行条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市道路法等施行条例（平成 25 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市道路法等施行条例の一部を改正する条例

湖西市道路法等施行条例（平成 25 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 818,516 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,883,521 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	140,000	133,773	273,773
	1 地方交付税	140,000	133,773	273,773
14	使用料及び手数料	445,818	△10,202	435,616
	1 使用料	307,143	△10,202	296,941
15	国庫支出金	3,318,682	43,144	3,361,826
	1 国庫負担金	2,058,159	2,520	2,060,679
	2 国庫補助金	1,207,464	40,624	1,248,088
16	県支出金	1,536,117	6,300	1,542,417
	1 県負担金	844,790	1,260	846,050
	2 県補助金	564,158	5,040	569,198
19	繰入金	1,323,925	68,440	1,392,365
	2 特別会計繰入金	14	68,440	68,454
21	諸収入	540,277	42,061	582,338
	6 雑入	283,350	42,061	325,411
22	市債	1,054,400	535,000	1,589,400
	1 市債	1,054,400	535,000	1,589,400
	歳 入 合 計	22,065,005	818,516	22,883,521

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,544,820	590,761	3,135,581
	1 総務管理費	1,978,183	583,172	2,561,355
	2 徴税費	300,241	7,589	307,830
3	民生費	7,150,880	22,867	7,173,747
	1 社会福祉費	3,196,619	1,076	3,197,695
	2 児童福祉費	3,606,538	21,791	3,628,329
4	衛生費	3,941,311	13,438	3,954,749
	1 保健衛生費	929,544	3,143	932,687
	2 清掃費	1,962,854	7,952	1,970,806
	3 環境対策費	36,540	2,343	38,883
6	農林水産業費	209,812	110	209,922
	1 農業費	192,756	110	192,866
7	商工費	913,113	38,974	952,087
	1 商工費	913,113	38,974	952,087
8	土木費	2,259,576	58,370	2,317,946
	1 土木管理費	87,343	2,928	90,271
	2 道路橋梁費	940,054	919	940,973
	3 河川費	29,630	31,023	60,653
	4 都市計画費	1,070,618	23,500	1,094,118
9	消防費	1,272,273	11,025	1,283,298
	1 消防費	1,272,273	11,025	1,283,298
10	教育費	1,770,175	82,971	1,853,146
	1 教育総務費	519,394	13,290	532,684
	4 幼稚園費	187,710	1,649	189,359
	6 社会教育費	269,813	68,032	337,845
	歳 出 合 計	22,065,005	818,516	22,883,521

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度コンピュータシステムリース料(1件)	令和3年度～令和9年度	51,700
電子申請システム使用料	令和3年度～令和4年度	2,139

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	527,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、若し くは繰上償還 又は低利に借 り換えること ができる。

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
地震対策 事業	155,700	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	163,700	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	502,200

議案第 85 号

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,062 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,625,062 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	繰越金	50,000	9,062	59,062
	1 繰越金	50,000	9,062	59,062
	歳入合計	5,616,000	9,062	5,625,062

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	38,138	9,062	47,200
	2 繰出金	1	9,062	9,063
	歳出合計	5,616,000	9,062	5,625,062

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63,947 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,208,087 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	63,947	63,949
	1 繰越金	2	63,947	63,949
	歳入合計	4,144,140	63,947	4,208,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,212	63,947	65,159
	1 償還金及び還付加算金	1,211	5,477	6,688
	2 繰出金	1	58,470	58,471
	歳出合計	4,144,140	63,947	4,208,087

議案第 87 号

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 908 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 729,908 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	838	839
	1 繰越金	1	838	839
5	諸収入	1,561	70	1,631
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,550	70	1,620
歳 入 合 計		729,000	908	729,908

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	1,562	908	2,470
	2 繰出金	12	908	920
歳 出 合 計		729,000	908	729,908

議案第 88 号

令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,110,796 千円	17,856 千円	1,128,652 千円
第 1 項 営業費用	1,098,762 千円	17,856 千円	1,116,618 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 742,982 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 778,054 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,681 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,001 千円」に、「建設改良積立金 401,994 千円」を「建設改良積立金 434,343 千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	777,405 千円	35,072 千円	812,477 千円
第 1 項 建設改良費	700,818 千円	35,072 千円	735,890 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	98,249 千円	3,485 千円	101,734 千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第5条 予算第6条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
たな卸資産の購入限度額	51,868 千円	16,749 千円	68,617 千円

令和3年8月31日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 89 号

令和 2 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 90 号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 91 号

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 92 号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 93 号

令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 94 号

令和 2 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 95 号

令和 2 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

湖西市長 影 山 剛 士